

令和2年度予算編成方針

1 国の動向

国の令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされ、この方針に基づき、8月末日までに各省庁の概算要求がなされたところである。

2 本市の財政状況と今後の見通し

歳入の根幹となる市税においては、個人市民税は、第一次産業の占める割合が高い本市において自然災害の影響により、また法人市民税は、昨今の国際情勢の影響により、それぞれ大幅な減収となる要素がある。普通交付税においては、平成28年度から、合併算定替えの特例措置の段階的縮減が開始し、またトップランナー方式も採用されたことにより、これからも減少が見込まれている。

歳出については、全国的にみられる社会保障関連経費や、公共施設の整備、長寿命化等の経費の増加が見込まれている。

これらの要因によって、近年の予算編成に当たっては基金の取崩額や市債の発行額も増加傾向となっている状況となっている。

3 基本的姿勢

市民との情報の共有・連携・協働により元気な中野市の実現に向けた予算編成に取り組み、今後も財政の健全化に努めるものとする。また、所掌事務を行うに当たっては、高品質の行政サービスを低コストで提供することはもちろん、施策遂行に対する市民の満足度の向上にも心掛けるものとする。

(1) 市民への説明責任と生活への支援

職員は、市民要望の全てを実現できる財政状況ではないことを理解し、市民一人ひとりに説明できるよう、本市の財政状況の認識を深める。また、市民や関係団体等の要望や意見を予算に反映させるときは、市の財政状況や予算編成の方針を共有するとともに、経済や雇用の情勢に配慮しながら市民生活に直結する事業を全庁挙げて取り組み、市民の安心した生活を支える。

(2) 効率的な行財政の運営

限られた経営資源（人、金、もの）を効率的に活用し、知恵を活かし工夫を凝らした行財政改革を進めるため、費用対効果の検証、アウトソーシング等による行政組織のスリム化などを行い、活力ある持続可能なまちづくりに対応できる行財政運営を構築する。

(3) 大胆な事務事業の見直し

既存事業の目的や成果を厳しく見極め、目的を達成している事業、成果向上につながらない事業、時代潮流に合わない事業は廃止する。また、事業を新たに創設するときや拡充を図るときは、既存事業とのスクラップ・アンド・ビルドを前提とする。

(4) 部局間等の連携による総合的な事業の展開

市政全体を視野に入れた施策、地域の実情に即した事業等を展開するため、必要に応じ部局間の連携の下、より効果的な事業を展開する。また、類似・重複する事業や行政サービスは統合し、効率化に努める。

(1) 歳入に関する事項

- ① 地方税法などの法令や中野市債権管理条例に基づき適正に債権を管理し、公正かつ公平な市民負担の確保を図るとともに、収納率の更なる向上を図るため中野市公金収納推進本部での連携を密にして、未収金の縮減に努める。
- ② 国庫・県支出金については、国の概算要求のみならず、経済対策による補正予算や制度改正などの動向にも注視してその確保に努める。
- ③ 平成31年2月に施行した「受益者負担の適正化に関する指針」に即した料金を徴収することとし、料金等を減免するときは同指針で示す統一基準より判断する。
- ④ 市債の発行に当たっては、原則として地方交付税措置のある有利な市債を活用するとともに、発行額は、臨時財政対策債を除き、公債費の元金償還額以内に抑制し、将来の負担となる償還残高の縮減に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 常に法令を順守するとともに、理事者からの指示事項や前年度までの予算査定での指摘事項を踏まえた歳出内容とし、監査委員からの指摘事項、市議会からの要望事項についても、内容を十分に検討したうえ要求する。
- ② 各経費の要求に当たっては、「令和2年度予算要求のシーリングルール」に基づき配分された一般財源内に収める。また、繰越しの常態化、年度末の集中執行、多額の不用額の発生など、過年度の執行状況を確認し、当年度の適正な時期に実施できる範囲内とする。
- ③ 既存の事業については、過去の経緯にとらわれることなく、事務事業マネジメントの成果指標の達成状況等を鑑み、継続の必要性がない場合は大胆な発想で見直しを行う。
- ④ イベントについては、開催の意義とその成果を考え、開催時期の重複や類似のイベントがある場合、集客が減少傾向にある場合は統合、廃止等の見直しを行う。

- ⑤ 公共施設の管理運営経費については、利用者から徴収する使用料に影響することから縮減に努め、「中野市公共施設等総合管理運営計画」及び「中野市公共施設最適化計画」に基づき適正な維持管理に努める。
- ⑥ 負担金、補助金等については、「負担金、補助及び交付金の交付に関する指針」及び「中野市補助金等交付規則」に従い執行する。特に、外郭団体や財政支援団体等の運営補助金については、団体の自主性・独立性の観点から原則廃止とし、事業費補助金に転換する。

(3) 特別会計、企業会計に関する事項

- ① それぞれの設置目的を踏まえつつ、一般会計と同様に、事業内容や最近の決算状況などを精査し事業の必要性、緊急性等を十分に検討するとともに、独立採算制の原則により収入の確保に努める。
- ② 一般会計からの繰出金、負担金等の額は、一般会計の予算編成に多大な影響を及ぼすことから、それぞれの繰入基準の範囲内に収めるとともに、可能な限り圧縮に努める。

6 予算要求方法

本方針を踏まえ、通年予算として年間を通じた所要額を別紙「令和2年度予算要求基準」により要求する。

なお、国・県支出金の伴う予算については、令和2年度の仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提とした要求も可とする。